空家等の所有者等関連情報提供請求書

年　　月　　日

井　原　市　長　　殿

(法人の住所)

(法人の名称又は商号)

(代表者氏名)

　空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）

第２６条第２項の規定に基づき、下記１の対象空家等の所有者等関連情報の提供を下記のと

おり求めます。

記

1. 対象空家等の所在

（土地）

（家屋）

1. 業務の種類及び内容

業務の種類　法第２４条第　　号に基づく業務

業務の内容

1. 空家等の所有者等関連情報の提供を求める理由
2. その他空家等の所有者等関連情報の提供について必要な事項
3. 個人情報の安全管理のための措置の概要
	1. 基本方針の策定

個人データの適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、「関係法

令・ガイドライン等の遵守」、「安全管理措置に関する事項」、「質問及び苦情処理の窓口」について定めた基本方針を策定している。

* 1. 個人データの取扱いに係る規律の整備

個人データの取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責

任者・担当者及びその任務等について定める取扱規程を策定している。

* 1. 組織的安全管理措置

個人データの取扱いに関する責任者の設置及び責任の明確化、個人データを取り

扱う従業者及びその取り扱う個人データの範囲の明確化など、組織体制の整備を行っている。また、法令、①の基本方針又は②の取扱規程に違反している事実又は兆候を把握した場合や個人データの漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備している。

* 1. 人的安全管理措置

年１回、役職員に対し個人データの取扱いに関する研修を実施している。

* 1. 物理的安全管理措置

盗難等防止のための措置として、個人データを取り扱う機器や個人データが記載

された書類を施錠できる書庫に保管している。個人データが記録された電子媒体又は書類等を持ち運ぶ場合、電子媒体にあってはパスワードによる保護を行った上で、施錠できる搬送容器を利用している。情報システムにおいて、個人データを削除する場合、容易に復元できない手段を採用している。個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアを使用している。個人データが記載された書類等を廃棄する際には、シュレッダー処理を行っている。

* 1. 技術的安全管理措置

個人データを取り扱う情報システムを使用する従業者が正当なアクセス権を有す

る者であることをユーザーID及びパスワードによって識別・認証している。

個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフト

ウェアから保護するため、セキュリティ対策ソフトウェアを導入するとともに、自動更新機能を活用し、ソフトウェア等を最新状態とする。

情報システムの使用に伴う漏えい等を防止するため、情報システムの設計時に安

全性を確保し、継続的に見直す。また、移送する個人データについて、パスワード等による保護を行う。

1. 誓約事項

　　　　次の３点について誓約します。

* 1. 取得した空家等の所有者等関連情報を本業務の実施以外の目的で利用しないこと。
	2. 取得した空家等の所有者等関連情報について、所有者等本人の同意を得た場合を除き、第三者に提供しないこと。
	3. 本業務を実施しないことになった場合には、取得した空家等の所有者等関連情報を適切に廃棄すること。